

議第98号 呉市消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

- (1) 本市では，呉市消防団員（以下「消防団員」といいます。）に係る定員，任免，報酬，服務等に関しては，呉市消防団員服務条例（昭和23年呉市条例第84号。以下「服務条例」といいます。），呉市消防団員定数，任免及び懲戒条例（昭和23年呉市条例第85号。以下「定数条例」といいます。）及び呉市消防団員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年呉市条例第56号。以下「報酬条例」といいます。）（以下これらを「旧条例」といいます。）に分けて規定していますが，旧条例の規定の内容に現状との乖離が生じている部分があることから，旧条例の見直しをするものです。
- (2) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）に掲げる必要な措置を実施するため，「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「国の基準」といいます。）が定められ，国の基準を踏まえ，地方公共団体において，消防団員の処遇の改善を図るため，報酬等の見直しを検討するよう国の技術的助言が発出されたことに伴い，報酬の額等の見直しをするものです。
- (3) (1)及び(2)の見直しをするに当たり，旧条例を一本化し，新たな条例を制定することとするものです。

2 旧条例の主な見直しの内容

(1) 団員の種類（第2条）

機能別団員制度の導入に伴い，機能別団員の定義をするとともに，従来の団員を基本団員と規定します。

(2) 定員（第3条）

定数条例では消防団員の定数は2,200人となっていますが，令和3年4月1日現在の実員数は1,690人で510人の乖離があります。

市内消防団の分団長に対し，アンケート調査を実施（令和3年3月1日）した結果，全36分団中20分団は，現在の人数で業務を円滑に遂行していると回答した一方，残りの16分団では，現状で災害対応において人員不足を感じるとの回答があり，アンケート調査を基に検討・協議を行った結果，その不足数は合計110人となりました。

こうしたことから，基本団員の定員を，現在の実員数である1,690人に不足数の110人を加えた1,800人とし，創設する機能別団員制度による機能別団員の定員を100人として，合計で1,900人を消防団員の定員とします（第2項）。

また，機能別団員には退職報償金を支給しないため，消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額の算定人数については，基本団員の定員である1,800人とします（第3項）。

(3) 任用（第4条）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づいて、消防団長については市長が任命し、その他の団員については市長の承認を得て消防団長が任命することを明記するとともに、その資格要件を次のとおり見直します。

ア 昼間に活動可能な消防団員を確保するため、定数条例で「市内に居住する者」としている要件に加えて、市内への通勤者及び通学者を消防団員として任用できるようにします（第2項第1号）。

イ 市内の人口が減少する中で消防団員を確保するため、定数条例で「年齢18歳以上55歳未満の者」としている年齢に関する要件を「18歳以上」に緩和します（第2項第2号）。

(4) 欠格要件（第5条）

定数条例では、消防団員となることができない者を定める欠格要件を設けていませんが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の一般職である地方公務員の欠格事項の規定を参考に、欠格要件を設けます。

(5) 分限及び懲戒（第6条～第8条）

分限及び懲戒の基準について、地方公務員法第28条及び第29条の規定を踏まえて見直しをするとともに、これらに関する手続について規則で定めることとします。

(6) 定年（第9条）

団員の定年を70歳とします。

(7) 服務規律（第10条～第13条）

服務条例の規定については、昭和23年の服務条例の制定以降大幅な見直しが行われておらず、時代にそぐわないものとなっていることから、国の技術的助言を踏まえ見直します。

3 国の基準による見直しの内容（第14条及び第15条）

(1) 消防団員の年額報酬の支給額の変更

年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」の階級にある者について年額36,500円を標準とし、「団員」よりも上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう市町村において定めるよう国の基準で示されました。

これを受けて、「団員」の年額報酬を現在の年額36,000円から年額36,500円に改定します。

なお、「団員」よりも上位の階級にある者等の年額報酬については据え置きます。

(2) 消防団員の出勤に関する費用の支払方法の変更

災害出勤（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び警戒、捜索等に係る出勤をいいます。以下同じ。）その他の出

動をしたときは、報酬条例に定める額を費用弁償として支給していますが、出勤に応じて報酬を支払うものとするのが国の基準で示されたことから、消防団員が出勤した際の費用の支払方法を費用弁償から報酬に変更します。

(3) 出勤報酬の支給単位及び支給額の変更

災害出勤その他の出勤をしたときの支給単位について、「1回当たり」から国の基準で示されているとおり「1日当たり」に変更します。

また、支給額については、国の基準で災害出勤の標準額は、1日当たり8,000円、その他の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう市町村において定めるよう示されたことから、次の表のとおり改定します。

区分	見直し前（費用弁償）	見直し後（報酬）
災害出勤をしたとき	1回につき3,000円 （5時間以上の出勤の場合は2回出勤として計算）	1日につき8,000円 （出勤が5時間未満の場合は4,000円）
その他の出勤をしたとき	1回につき1,500円 （5時間以上の出勤の場合は2回出勤として計算）	1日につき3,000円 （出勤が5時間未満の場合は1,500円）

4 旧条例の廃止（付則第2項）

この条例の制定に伴い、服務条例、定数条例及び報酬条例を廃止します。

5 施行期日

令和3年10月1日（3の国の基準による見直し及び報酬条例の廃止については、令和4年4月1日）